

1. 適用開始日 2023年12月1日
2. NCカード・NC各種提携カード会員規約【NCJCB】

カード会員規約の改定内容

改定前	改定後
<p><b>第4条（年会費）</b></p> <p>本人会員は、当社に対し、所定の時期に所定の年会費（消費税を含むものとし、家族会員の登録がある場合は、家族会員のカードの年会費も含みます。）を支払うものとし、又支払済年会費は、脱会又は会員資格の取消となった場合においても返還しないものとし、尚、年会費のみの支払いの場合、ご利用代金明細書（請求書）の発行を省略することがあります。又年会費が当該時期に支払われなかった場合には、当社は、翌月以降に年会費の支払いを請求することがあります。</p>	<p><b>第4条（年会費）</b></p> <p>1. 本人会員は、当社に対し、所定の時期に所定の年会費（消費税を含むものとし、家族会員の登録がある場合は、家族会員のカードの年会費も含みます。）を支払うものとし、<b>ただし、カードの種別によっては本条項を適用しない場合があります。</b></p> <p>2. 支払済年会費は、脱会又は会員資格の取消となった場合においても返還しないものとし、尚、年会費のみの支払いの場合、ご利用代金明細書（請求書）の発行を省略することがあります。又年会費が当該時期に支払われなかった場合には、当社は、翌月以降に年会費の支払いを請求することがあります。</p>
<p><b>第5条（暗証番号）</b></p>	<p><b>第5条（暗証番号）</b></p> <p><u>3. 会員は当社所定の方法を申し出ることにより、暗証番号を変更する事ができます。但し、ICカードの場合はカード再発行手続きが必要となります。</u></p>
<p><b>第6条（カードの利用可能枠）</b></p> <p>3. 当社が、必要と認めた場合、会員のショッピング利用可能枠及びキャッシング利用可能枠をそれぞれ増枠又は減枠できるものとし、</p>	<p><b>第6条（カードの利用可能枠）</b></p> <p>3. 当社が必要と認めた場合と<u>貸金業法及び割賦販売法の規定等により</u>、会員のショッピング利用可能枠及びキャッシング利用可能枠をそれぞれ増枠（<u>会員が要請しかつ当社が認めた場合</u>できる）および減枠できるものとし、</p>
<p><b>第7条（カードの機能）</b></p> <p>会員は、カードを利用して、当社と契約してい</p>	<p><b>第7条（カードの機能）</b></p> <p>会員は、カードを利用して、当社と契約してい</p>

る加盟店、当社が加盟する日本商店連盟（NC グループ）の加盟店、当社が提携したクレジットカード会社の加盟店、並びに、当社が契約する株式会社ジェーシービ（以下「JCB」といいます。）の国内および国外の JCB のサービスマークの表示されている JCB 所定規格のクレジットカード取扱加盟店（JCB のほか、JCB の提携会社及び JCB の関係会社のクレジットカード取扱加盟店を含み、以下「JCB 加盟店」といいます。）で商品・権利の購入とサービスの提供を受けること（以下「カードショッピング」といいます。）ができます。又会員は、カードを利用して当社から金銭の借入れ（以下「キャッシングサービス」といいます。）を受けることができます。この他、会員は次条に定める付帯サービスを利用することができます。

## 第 8 条（付帯サービス）

### 第 9 条（ご利用代金明細書（請求書）・残高承認）

1. 当社は、本人会員に対しカード利用によるカードショッピングの支払金、又はキャッシングサービスの支払金を請求するときは、予めカードご利用代金明細書（請求書）を電磁的方法又は封書の郵送による方法にて本会員へ通知します。本会員が電磁的方法による通知を希望しない場合、又は口座振替の登録をされていない場合（当社が口座振替の登録を完了していない場合を含む）は、ご利用代金明細書を本人会員の届出住所宛に郵送にて送付します。この場合、本会員は当社所定の発行手数料を支払うものとします。但し、当月の請求に法令に基づく交付義務の対象となるご利用分及び当社が必要と認めるご利用分が含まれる場合、当該発行手数料は無料とします。発行

る加盟店、当社が加盟する日本商店連盟（NC グループ）の加盟店、当社が提携したクレジットカード会社の加盟店、並びに、当社が契約する株式会社ジェーシービ（以下「JCB」といいます。）の国内および国外の JCB のサービスマークの表示されている JCB 所定規格のクレジットカード取扱加盟店（JCB のほか、JCB の提携会社及び JCB の関係会社のクレジットカード取扱加盟店を含み、以下「JCB 加盟店」といいます。）で商品・権利の購入とサービスの提供を受けること（以下「カードショッピング」といいます。）ができます。又会員は、日本国内においてカードを利用して当社から金銭の借入れ（以下「キャッシングサービス」といいます。）を受けることができます。但しキャッシングサービス機能を付加したカードと付加していないカードがあります。この他、会員は次条に定める付帯サービスを利用することができます。

## 第 8 条（付帯サービス）

4. 会員が会員資格を失った場合、付帯サービスも利用できなくなります。

### 第 9 条（ご利用代金明細書（請求書）・残高承認）

1. 当社は、本人会員に対しカード利用によるカードショッピングの支払金、又はキャッシングサービスの支払金を請求するときは、予めカードご利用代金明細書（請求書）を電磁的方法又は封書の郵送による方法にて本会員へ通知します。本会員が電磁的方法による通知を希望しない場合、又は口座振替の登録をされていない場合（当社が口座振替の登録を完了していない場合を含む）は、ご利用代金明細書を本人会員の届出住所宛に郵送にて送付します。この場合、本会員は当社所定の発行手数料を支払うものとします。但し、当月の請求に法令に基づく交付義務の対象となるご利用分及び当社が必要と認めるご利用分が含まれる場合、当該発行手数料は無料とします。発行

手数料を徴求する場合には、当社は本会員に徴求内容を通知又はホームページ等で公表するものとします。

#### 第 15 条（費用の負担）

#### 第 18 条（カードの使用停止と返却）

1. 会員が次の各号の何れかに該当した場合、当社は会員に対して何ら通知、催促することなくカード利用停止、利用可能枠の変更等の処置をとることがあります。これらの処置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。

2. 会員は、前項の各号の何れかに該当した場合で、当社又は加盟店からカードの返却を求められた時は、直ちに応じるものとします。

#### 第 30 条（規約の変更、承認）

会員規約が変更され、当社から変更内容を通知又は新会員規約を会員に送付した後に、会員がカードを利用したときは、当該変更事項又は新会員規約を承認したものとみなします。

手数料を徴求する場合には、当社は本会員に徴求内容を周知又はホームページ等で公表するものとします。

#### 第 15 条（費用の負担）

6. 会員がカードご利用代金明を電磁的方法による通知を希望しない場合は、郵送にて送付します。この場合会員は当社所定の発行手数料を支払うものとします。但し請求内容が法令に基づく書面交付義務を負う場合と当社が認めた場合は無料とします。

#### 第 18 条（カードの使用停止と返却）

1. 会員が次の各号の何れかに該当した場合、当社は会員に対して何ら通知、催促することなくカード利用停止、会員資格の取消、利用可能枠の変更等の処置をとることがあります。これらの処置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。又当社が提携する金融機関等の現金自動預払機（ATM）でカードの回収を行うことがあります。

2. 会員は、前項の各号の何れかに該当した場合で、当社又は加盟店からカードの返却を求められた時は、直ちに応じるものとします。当該カードの回収に要した一切の費用は本会員に負担していただきます。

5. 使用停止返却及び会員資格を失った場合でも、当該カード利用による支払金等については支払の責任を負い、支払い完了までは本規約の効力が維持されます。

#### 第 30 条（規約の変更、承認）

1. 当社は、以下の各号のいずれかの事由に対するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、あらかじめ、本規約を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を、当社 WEB サイトに公表する方法その他の相当な方法によって会員に周知することにより、本規約を変更できるものとします。

<p><b>第 34 条（日本国外の利用代金の円への換算）</b></p> <p>会員の日本国外におけるカードの利用は、所定の売上票又は伝票記載の外貨額を JCB が立替した時点の JCB の指定する決済レートに日本国外の利用に伴う事務処理手数料を加算した換算レートを円貨に換算の上、日本国内における支払い金と同様の方法でお支払いいただきます。</p> <p><b>第 37 条（カードショッピングの支払金の支払方法）</b></p> <p>1. (3)</p> <p>⑦リボルビング払いの場合は当社所定の方 (A) 元利定額返済方式による支払コース (B)利用時残高スライド元利定額返済方式による支払コースの支払方式とします。但し、新規入会時は (B) 利用時残高スライド元利定額返済方式による支払コースとします。尚、リボルビング払いの手数料は、毎月支払期日の翌日から翌月支払期日までのリボルビング利用残高に対して年 15.0%の割合</p>	<p><u>(1)社会情勢または経済状況の変動</u></p> <p><u>(2)法令、自主規制機関の規則または国際ブランドのルールの変更</u></p> <p><u>(3)当社の業務またはシステムの変更</u></p> <p><u>2. 1 項の規定にかかわらず、当社は、第 16 条 4 項に定めるカード再発行手数料、第 4 条に定める年会費、第 15 条 2 項に定める ATM 手数料、第 9 条 1 項の発行手数料その他本規約に定める手数料等の金額につき、これを変更する旨、変更内容及び効力発生時期を、当社 WEB サイトに公表する方法その他本人会員が知りうる状態に置く方法をとることにより、将来に向かって変更することができるものとします。</u></p> <p><b>第 34 条（日本国外の利用代金の円への換算）</b></p> <p>会員の日本国外におけるカードの利用は、所定の売上票又は伝票記載の外貨額を JCB が立替した時点の JCB の指定する決済レートに日本国外の利用に伴う事務処理手数料を加算した換算レートを円貨に換算の上、日本国内における支払い金と同様の方法でお支払いいただきます。<u>換算レートについてはご利用代金明細に記載するものとします。また一部の航空会社等で利用した場合には、当該航空会社等により一部異なる通貨に換算されたうえ、JCB 所定の換算方法により円換算されることがあります。</u></p> <p><b>第 37 条（カードショッピングの支払金の支払方法）</b></p> <p>1. (3)</p> <p>⑦リボルビング払いの場合は当社所定の方式 (A) 元利定額返済方式による支払コース (B)利用時残高スライド元利定額返済方式による支払コースの支払方式とします。但し、新規入会時は (B) 利用時残高スライド元利定額返済方式による支払コースとします。尚、リボルビング払いの手数料は、毎月支払期日の翌日から翌月支払期日までのリボルビング利用残高に対して年 15.0%の割合</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

の金額とします。但し、利用日から最初に到来する支払期日までの期間は、手数料計算の対象としないものとします。

#### 第 42 条 (サービス内容)

1. あとリボ・あと分割サービスは、会員がカード利用時に支払方法を1回払い、2回払い、ボーナス一括払いと指定したカードショッピング利用料金について、カード利用後に、当該カードショッピング利用料金の支払方法を、リボルビング払い、又は3回払い以上の分割払いに変更したい旨を別途当社が定める日までに当社に申し出をし、初回支払日（ボーナス一括払いを除き当初の初回支払日）を変更することなく、リボルビング払い、又は分割払いに支払方法が変更可能なサービスをいいます。

《カードショッピングのご案内（別表）》

●リボルビング払い返済例

別紙のとおり

#### 第 52 条 (個人情報の提供・利用)

の金額とします。

#### 第 42 条 (サービス内容)

1. あとリボ・あと分割サービスは、会員がカード利用時に支払方法を1回払い、2回払い、ボーナス一括払いと指定したカードショッピング利用料金について、カード利用後に、当該カードショッピング利用料金の支払方法を、リボルビング払い、又は3回払い以上の分割払いに変更したい旨を別途当社が定める日までに当社に申し出をし、初回支払日（ボーナス一括払いを除き当初の初回支払日）を変更することなく、リボルビング払い、又は分割払いに支払方法が変更可能なサービスをいいます。変更された後、変更の取消、再変更はできません。

3. 前項のサービスを解除する場合には、当社所定の方法を申し出るものとします。但しリボルビング払い指定の残高がある場合には、当該残高はリボルビング払いとして継続して支払うものとします。

《カードショッピングのご案内（別表）》

●リボルビング払い返済例

別紙のとおり

#### 第 52 条 (個人情報の提供・利用)

6. 各種法令の規定などにより提出を求められた場合には、公共の利益の為に必要な場合には公的機関へ個人情報を提供すること。

《カードショッピングのご案内（別表）》

●リボルビング払い返済例：3月25日5万円（消費税込）をご利用された場合（1年を365日とした場合）

元利定額返済方式で『1万円コース』の場合			
改定前		改定後	
第1回目お支払い（4月26日）		第1回目お支払い（4月26日）	
弁済金	10,000 円	弁済金	10,000 円
内手数料充当分	0 円	内手数料充当分	657 円 = (50,000円 × 15.0% × 32日 ÷ 365日)
内元本充当分	10,000 円	内元本充当分	9,343 円
第2回目お支払い（5月26日）		第2回目お支払い（5月26日）	
弁済金	10,000 円	弁済金	10,000 円
内手数料充当分	493 円 = (40,000円 × 15.0% × 30日 ÷ 365日)	内手数料充当分	501 円 = (40,657円 × 15.0% × 30日 ÷ 365日)
内元本弁済金	9,507 円	内元本弁済金	9,499 円
以下弁済金は、		以下弁済金は、	
6月26日	10,000 円（内手数料は388円）	6月26日	10,000 円（内手数料は396円）
7月26日	10,000 円（内手数料は257円）	7月26日	10,000 円（内手数料は265円）
8月26日	10,000 円（内手数料は141円）	8月26日	10,000 円（内手数料は150円）
9月26日	1,295 円（内手数料16円）	9月26日	1,994 円（内手数料は25円）
で完済となります。		で完済となります。	

利用時残高スライド方式			
改定前		改定後	
第1回目お支払い（4月26日）		第1回目お支払い（4月26日）	
弁済金	3,000 円	弁済金	3,000 円
内手数料充当分	0 円	内手数料充当分	657 円 = (50,000円 × 15.0% × 32日 ÷ 365日)
内元本充当分	3,000 円	内元本充当分	2,343 円
第2回目お支払い（5月26日）		第2回目お支払い（5月26日）	
弁済金	3,000 円	弁済金	3,000 円
内手数料充当分	579 円 = (47,000円 × 15.0% × 30日 ÷ 365日)	内手数料充当分	587 円 = (47,657円 × 15.0% × 30日 ÷ 365日)
内元本弁済金	2,421 円	内元本弁済金	2,413 円
以下弁済金は、		以下弁済金は、	
6月26日	3,000 円（内手数料は567円）	3月26日	3,000 円（同247円）
7月26日	3,000 円（同519円）	4月26日	3,000 円（同238円）
8月26日	3,000 円（同505円）	5月26日	3,000 円（同196円）
9月26日	3,000 円（同473円）	6月26日	3,000 円（同167円）
10月26日	3,000 円（同427円）	7月26日	3,000 円（同127円）
11月26日	3,000 円（同408円）	8月26日	3,000 円（同 95円）
12月26日	3,000 円（同363円）	9月26日	3,000 円（同 58円）
1月26日	3,000 円（同341円）	10月26日	1,637 円（同 19円）
2月26日	3,000 円（同308円）	で完済となります。	
で完済となります。		2月26日	3,000 円（同317円）
		で完済となります。	